

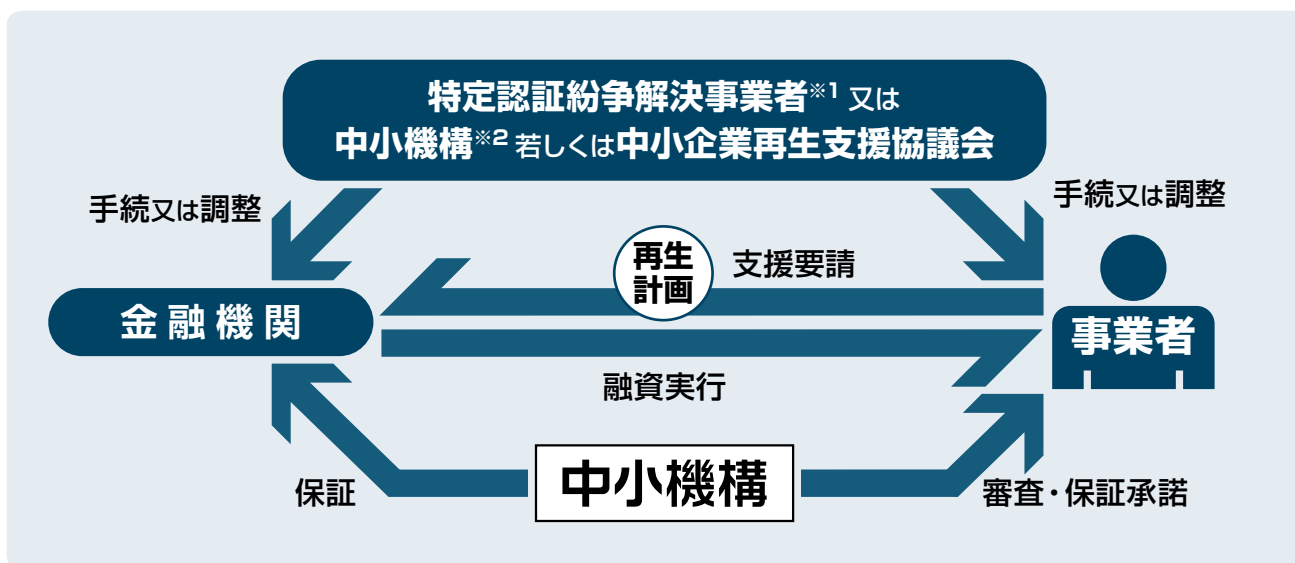
# 4

## 事業再生円滑化債務保証制度

(プレDIPファイナンス債務保証)

### 制度の概要

- 特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）によって、又は中小機構による調整若しくは中小企業再生支援協議会による調整の下で、事業再生を図ろうとする事業者が、事業継続に必要な資金（債権者間交渉成立までの期間に必要なつなぎ資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。



- ※1 特定認証紛争解決事業者であって事業再生に関する紛争を取扱う事業者は、平成28年6月現在事業再生実務家協会のみです。
- ※2 中小機構に設置している中小企業再生支援全国本部が担当となります。

- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。  
(中小企業者の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用しており、新たな保証を受けることが困難なものが対象となります。)
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

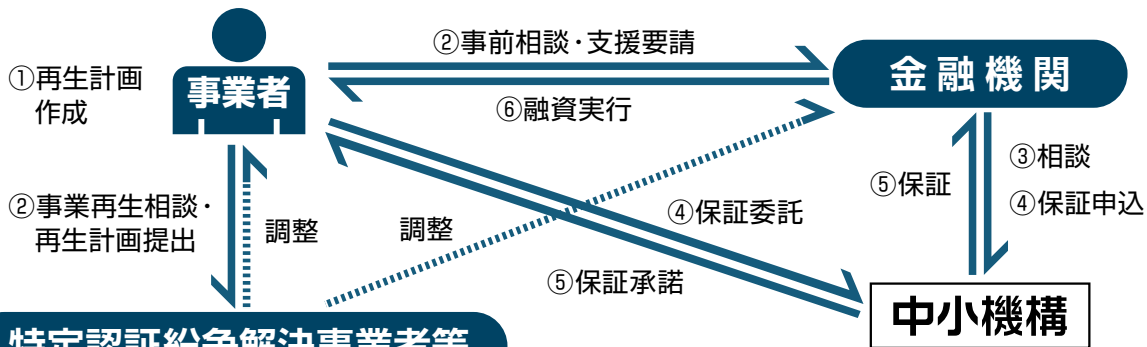
### 事業再生ADR

- ADR(裁判外紛争解決手続)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争の解決をしようとする者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続のことです。

#### 事業再生ADRの特徴

- ①金融機関の債権関係を調整  
商取引は円滑に進められます。
- ②専門的知識がある実務家による調整
- ③つなぎ融資が容易  
一時的な資金繰り融資(つなぎ融資)に対する優先弁済が設定されます。(プレDIPファイナンス)
- ④裁判所もADR結果を尊重  
手続不調により法的手続に移行しても、裁判所はADR結果を尊重し再生手続を進めます。
- ⑤債権放棄による損失の無税償却が可能

## 申込手続



### 特定認証紛争解決事業者等

● 審査（書類審査・面談等）→ 保証決定

- 特定認証紛争解決事業者等による調整が必要となります。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第53条
対象事業者	特定認証紛争解決事業者又は中小機構若しくは中小企業再生支援協議会と調整を実施する事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（中小企業者の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用しており、新たな保証を受けることが困難なもの）
保証限度	5億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.5%（無担保扱いの場合は年1.0%）・1年毎前払い
資金用途	事業継続に欠くことのできないものとして特定認証紛争解決事業者等により確認された運転資金
担保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 （保証金額の60%以上の担保で有担保として取扱い）
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。